

## 小用港における倒壊物件に対する行政代執行について

### 1 要旨

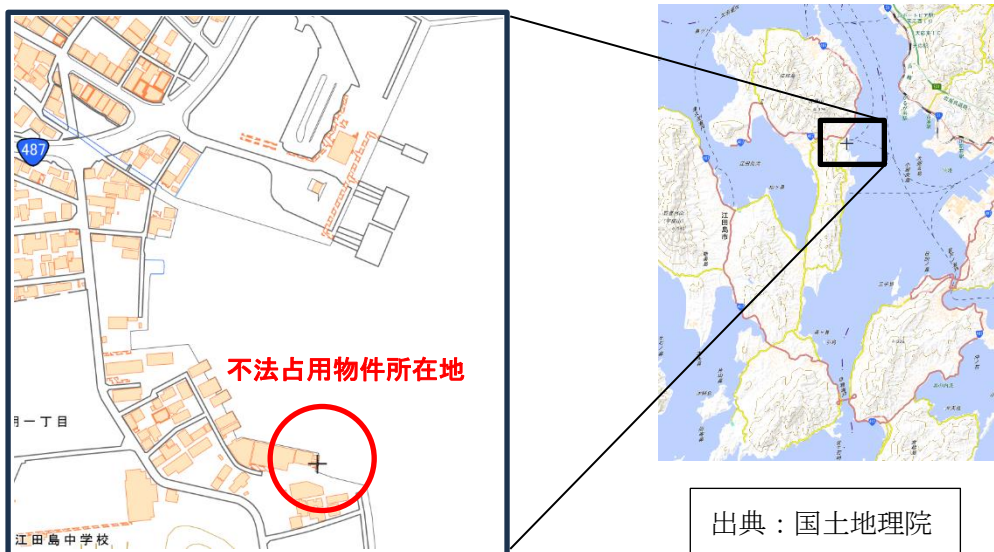
- (1) 地方港湾小用港の港湾区域における不法占有者に対して、港湾法に基づく撤去命令を行ったが、履行期限を経過しても当該施設を撤去しないため、令和8年3月9日、指定期限までに撤去するよう戒告した。
- (2) 不法占有者は指定期限を経過しても、当該不法占有物件等を撤去しないことから、6月23日、行政代執行法第3条第2項に基づく代執行令書を発令し、7月1日から、行政代執行を実施する旨を通知した。

### 2 行政代執行を行う理由

- (1) 占用許可を得ずに港湾区域を不法に占有していることは、港湾法第37条第1項違反となるため、所有者に対して同法第56条の4第1項に基づき撤去命令を行い、戒告を行ったが、未だ撤去していない。
- (2) 当該不法占有物件は、既に倒壊しているため建物の残骸の飛散、漂流による被害拡大など港湾管理上重大な支障を及ぼすおそれがある。

### 3 不法占有物件の概要

- ・場所：地方港湾小用港（江田島市江田島町小用一丁目 6984 番地 8 地先）
- ・物件：水産加工場、鉄骨造スレート2階建及び増築部分、延べ床面積約 1,497 m<sup>2</sup>
- ・所有者（不法占有者）：水産加工会社 ※清算手続中



## 4 現地の状況



(東側から撮影)



(西側から撮影)

※流出防止ネットやオイルフェンス  
を設置し対応

## 5 行政代執行の概要

開始予定日：令和8年7月1日（気象状況によっては順延）

終了予定日：令和8年10月30日

費用：80,385,800円（取壊撤去工事の請負契約額）

※ 撤去工事は台風が発生し到来する時期と重なることから、台風シーズンが本格化する前の8月中には、壁・屋根等の飛散のおそれのあるものの撤去を完了させ、二次被害が生じないよう計画して進める。また、撤去完了前に台風が到来したとしても、工事受注者と緊密に連携し、台風での飛散防止及び倒壊による被害拡大防止に努めながら、安全確保を徹底する。

## 6 経過

年月日	摘要
令和6年7月14日	水産加工場の一部が倒壊
令和7年9月6日	水産加工場の全体が海側に倒壊
令和8年1月15日	不法占有者の清算人選任申立書を広島地方裁判所呉支部へ提出
令和8年1月30日	広島地方裁判所呉支部において清算人選任の決定
令和8年2月2日	清算人へ不法占有物件の撤去勧告書及び弁明通知書を送付
令和8年2月16日	清算人へ撤去命令書を送付
令和8年3月9日	清算人へ行政代執行法に基づく戒告書を送付
令和8年6月23日	清算人へ行政代執行法に基づく代執行令書を送付